

3 支援事業の経理

助成要綱第18条の定めに基づき、適正に経理処理を実施してください。

第18条 助成（支援）対象者は助成（支援）事業に係る経理については、**専用の普通預金口座**を設け、他の経理と区分し、**所要の帳簿類、当該収入及び支出について証拠書類及び予算と決算との関係を明らかにした助成（支援）金精算調書**を備えなければならない。

2 助成（支援）対象者は、前項に掲げる帳簿類、証拠書類及び支援金精算調書を事業完了後**7年間保管**しておかなければならない。

(1) 専用口座の開設・管理

① 支援事業専用口座について

支援事業に用いる専用口座を次のとおり用意してください。この口座は支援金の振込先となるほか、支援事業に関係するすべての収入と支出を、この口座の中で明確にさせていただきます。令和2年度（2020年度）支援事業と関係のないお金が口座に含まれないように管理してください。

なお、専用口座を設けるまでの間の支援事業に関する支払いは、現金や支援先団体の一般会計の口座からの支払いとしてください。ただし、必ず支援事業専用の帳簿により支援事業の資金の流れが明確に分かるようにしておいてください。（立替処理の方法はP10 参照）

注）インターネットバンク（店舗を持たないインターネットの銀行）の口座は機構からの入金ができないため、支援事業専用口座として使用できません。

推奨

●無利息型の普通預金口座（決済用預金口座）を使用する場合

- ・支援事業の完了時も口座解約の必要はありません。

●有利息型普通預金口座を使用する場合（いわゆる普通預金口座）

- ・支援事業実施期間中に生じた利息は、全額を必ず収入として計上してください。なお、期末利息の算出方法は、下記のいずれかの方法とします。

- ・3月31日付の利息証明書による計上（※）
- ・3月31日までに口座解約を行い解約利息を計上（※）

※2021年2月28日より前に事業が完了する場合には、事業が完了した日から1か月以内の日付の利息証明書を取り、利息を収入として計上してください。

② 支援事業専用口座の口座名について

口座名は支援決定通知書に記載の正式な団体名を使用してください。個人名のみは認められません。

例 ○ 特定非営利活動法人わむしえんきん
× わむ（正式名称で記入してください。）

なお、団体名の後に個人名を加える場合又は同一金融機関の別口座と区別する場合は、次の方法で開設してください。

1) 口座名に含める個人名は、必ず代表者名（役職名を必ず含むこと）とする。

例 ○ 特定非営利活動法人わむしえんきん 理事長ふくしたろう
× 特定非営利活動法人わむしえんきん ふくしはなこ（→ 代表者以外の氏名）

※役職名は、定款上は「理事長」であっても登記上は「理事」である場合、金融機関では「理事」としか登録できないことがあります。この場合は「理事」で差支えありません。

2) 正式な団体名の後ろに団体の代表者名、事業名等を加える。

例 ○ 特定非営利活動法人わむしえんきん 理事長ふくしたろう WAM支援金用
○ 特定非営利活動法人わむしえんきん 支援金用 理事長ふくしたろう
× 支援金用 ふくしたろう（→ 団体名が含まれていない）

注) 団体名に記号や中点「・」等を使用している場合は、振込の際にその記号等を含める必要があるかどうか、金融機関に確認してください。

注) これらの方法以外で口座を開設してしまった場合は、再度、口座を開設いただくこととなりますので、これらの方法で口座開設できない止むを得ない事情がある場合は、口座開設前に必ず機構までご連絡ください。

③ 専用口座の管理について

- ・専用口座に振込まれた支援金は、資金の流れの透明性を確保するため、他の口座に移すこと、一括して引き出し、全額手元現金として保管し支出することは禁止します。一括で引き出さず支払いごと（一定期間あるいは事業単位ごとなど）に行うようご注意ください

ださい。

- ・支援事業完了時には、事業完了報告書に専用口座の通帳（写）を添付していただきます。
- ・他の年度の助成事業等と混同しないように管理してください。